

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確認について

1 乳児等通園支援事業の目的と法的位置づけ

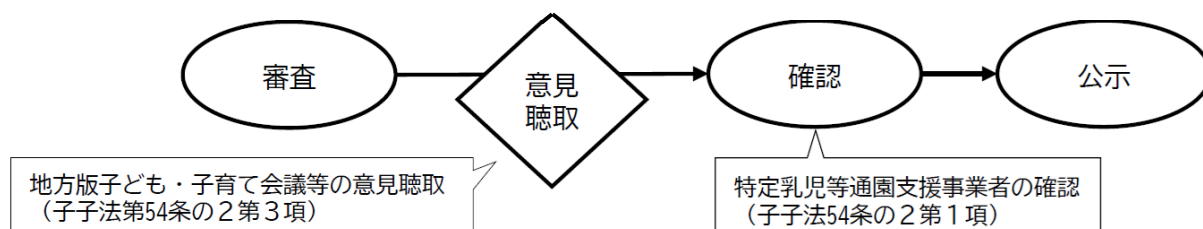
乳児等通園支援事業は、こども基本法（令和4年法律第77号）に規定された基本理念を踏まえ、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化する目的で実施。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において、令和7年度に乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられ、令和8年度以降は給付事業（乳児等支援給付費）として行われることとなった。

2 確認と子ども・子育て会議の意見聴取

乳児等通園支援事業の設置認可を受けた施設は、令和8年度以降の事業実施にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、給付（公費補助）の対象施設として適格であると認める手続き（確認）が必要となる。

子ども・子育て支援法において、乳児等通園支援事業を行う者は、利用定員を定めて乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができるとされており、その定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとしている。



3 対象施設

令和8年4月からの施設の利用定員は以下のとおり

(単位：人)

施設名	所在地	実施方法	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児
みづまこどもえん	三潁町田川 362-1	一般・合同	4	2	1	1
かわい保育園	田主丸町志塚島 972-2	一般・独立	3	1	1	1
成田山幼稚園	上津町 1386-22	一般・独立	12	—	5	7
船越保育所	田主丸町船越 418-3	一般・合同	9	3	3	3
大善寺幼稚園	大善寺町宮本 791	一般・独立	6	—	—	6
金島子ども園	北野町八重亀 594	余裕活用型	5	1	4	—
北野おおぞら幼稚園	北野町中 687-2	余裕活用型	3	3	—	—
長門石保育園	長門石町 538	余裕活用型	1	1	—	—
合計 8施設			43	11	14	18

【一般型】（施設の利用定員と別に定員設定を行う方法）

施設名	みづまこどもえん			かわい保育園			成田山幼稚園		
法人名	社会福祉法人暁心会			社会福祉法人愛郷福祉会			学校法人金子学園		
実施方法	定期利用								
実施日	水～金			月～土			月～金		
実施時間	9:00～12:00			9:00～15:00			9:00～13:00		
利用枠	9:00～12:00			9:00～11:00 13:00～15:00			9:00～10:00、9:00～11:00、 9:00～12:00、9:00～13:00		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	2人	1人	1人	1人	1人	1人	—	5人	7人

施設名	船越保育所			大善寺幼稚園		
法人名	社会福祉法人マリアの園福祉会			学校法人一隅学園		
実施方法	定期利用					
実施日	火～金			月～金		
実施時間	9:00～16:00			8:00～14:00		
利用枠	9:00～11:00、9:00～12:00、9:00～ 13:00、9:00～15:00、9:00～16:00			8:00～14:00 10:00～12:00		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	3人	3人	3人	—	—	6人

【余裕活用型】（施設の利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法）

施設名	金島子ども園			北野おおぞら幼稚園			長門石保育園		
法人名	社会福祉法人称揚寺会			学校法人芙蓉学園			社会福祉法人善導寺福祉会		
実施方法	定期利用								
実施日	月～金			火、木、金			水		
実施時間	9:00～16:00			10:00～15:00			10:00～15:00		
利用枠	9:00～11:00、11:00～ 13:00、14:00～16:00			10:00～12:00 13:00～15:00			10:00～15:00		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	1人	4人	—	3人	—	—	1人	—	—

4 利用定員について

利用定員は子ども・子育て支援事業計画代行計画の定員内として、全ての対象施設について、確認を行いたい。